

大和市監査委員告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年11月26日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監 査 対 象 健康福祉部
- 3 監査対象期間 令和元年11月～令和2年10月
- 4 監 査 年 月 日 令和2年11月26日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、健康福祉部（健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、人生100年推進課、障がい福祉課、生活援護課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
 - (7) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 備品管理に関する事務
 - (10) 基金管理に関する事務
 - (11) 切手・はがきの受払に関する事務
 - (12) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
 - (13) 犬の登録手数料徴収に関する事務
 - (14) 墓地埋葬法による葬祭実施に関する事務
 - (15) がん患者等ウィッグ購入費助成に関する事務

- (16) 重粒子線治療費助成に関する事務
- (17) 介護保険料賦課及び減免に関する事務
- (18) 第三者行為請求に関する事務
- (19) 介護保険サービスに関する事務
- (20) 介護保険高額サービスに関する事務
- (21) 過誤納金還付に関する事務
- (22) 不納欠損処分に関する事務
- (23) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (24) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (25) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (26) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (27) 重度障がい者緊急通報システム利用助成に関する事務
- (28) 障害者自動車運転訓練費助成に関する事務
- (29) 身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (30) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (31) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (32) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (33) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (34) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (35) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (36) 通所訓練費支給に関する事務
- (37) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (38) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (39) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (40) 扶助費支給に関する事務
- (41) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (42) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (43) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (44) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(障がい福祉課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。